

協議第19号の2

地方税の取扱いについて（協定項目8）

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における地方税の取扱いについて、引き続き協議に付する。

平成16年2月27日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	8 地方税の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>1. 3町で差異のない税制は現行のとおりとする。</p> <p>2. 合併により変更を伴う税制および3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 個人市町村民税の均等割は、標準税率を適用し2,500円とする。</p> <p>(2) 個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期は、大平町の例による。ただし、合併する年度については、旧町の例による。</p> <p>(3) 軽自動車税の税率は、大平町の例による。</p> <p>(4) 都市計画税は、税率を100分の0.20とする。ただし、合併する年度については、旧町の例による。また、大平町においては、平成17年度から平成19年度まで、税率を100分の0.15に引き下げ、岩舟町、藤岡町においては、税率を平成17年度は100分の0.05、平成18年度は100分の0.10、平成19年度は100分の0.15とし、平成20年度から税率を100分の0.20に統一する。</p> <p>(5) 鉱産税は、長期間課税実績がなく、また今後についても課税の見込みがないため合併時に廃止する。</p>		

現況

	大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方針																								
1	<p>個人市町村民税</p> <p>【税率】</p> <p>均等割（標準税率） 2,000円</p> <p>所得割（標準税率）</p> <table border="1" data-bbox="264 948 674 1082"> <thead> <tr> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3/100</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納期】</p> <p>第1期 6月15日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月16日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月16日から同月31日まで</p> <p>第4期 12月16日から同月25日まで</p>	課税標準	税率	200万円以下の金額	3/100	200万円を超える金額	8/100	700万円を超える金額	10/100	<p>個人市町村民税</p> <p>【税率】</p> <p>均等割（標準税率） 2,000円</p> <p>所得割（標準税率）</p> <table border="1" data-bbox="772 948 1182 1082"> <thead> <tr> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3/100</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納期】</p> <p>第1期 6月16日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p>	課税標準	税率	200万円以下の金額	3/100	200万円を超える金額	8/100	700万円を超える金額	10/100	<p>個人市町村民税</p> <p>【税率】</p> <p>均等割（標準税率） 2,000円</p> <p>所得割（標準税率）</p> <table border="1" data-bbox="1281 948 1691 1082"> <thead> <tr> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3/100</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納期】</p> <p>第1期 6月15日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月15日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月15日から同月31日まで</p> <p>第4期 12月15日から同月25日まで</p>	課税標準	税率	200万円以下の金額	3/100	200万円を超える金額	8/100	700万円を超える金額	10/100	<p>均等割は人口5万人以上の標準税率を適用し、2,500円とする。</p> <p>所得割は現行どおり標準税率を適用する。</p> <p>納期は、大平町の例による。ただし、合併する年度については、旧町の例による。</p>
課税標準	税率																											
200万円以下の金額	3/100																											
200万円を超える金額	8/100																											
700万円を超える金額	10/100																											
課税標準	税率																											
200万円以下の金額	3/100																											
200万円を超える金額	8/100																											
700万円を超える金額	10/100																											
課税標準	税率																											
200万円以下の金額	3/100																											
200万円を超える金額	8/100																											
700万円を超える金額	10/100																											

	大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方針																																																						
2	<p>法人町民税</p> <p>【税率】</p> <p>1.法人税割税率（制限税率） 100分の14.7</p> <p>2.均等割税率（制限税率）</p> <table border="0"> <tr><td>1号法人</td><td>3,600,000円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td>2,100,000円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td>492,000円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td>192,000円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td>156,000円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td>144,000円</td></tr> <tr><td>9号法人</td><td>60,000円</td></tr> </table> <p>【申告書の送付】</p> <p>確定 決算の翌月半ば頃送付</p> <p>予定 前期の確定申告で翌期の中間申告が必要と記載した法人、及び、法人税額 20 万円以上の法人に事業年の半期に送付</p>	1号法人	3,600,000円	2号法人	2,100,000円	3号法人	492,000円	4号法人	480,000円	5号法人	192,000円	6号法人	180,000円	7号法人	156,000円	8号法人	144,000円	9号法人	60,000円	<p>法人町民税</p> <p>【税率】</p> <p>1.法人税割税率（制限税率） 100分の14.7</p> <p>2.均等割税率（制限税率）</p> <table border="0"> <tr><td>1号法人</td><td>3,600,000円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td>2,100,000円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td>492,000円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td>192,000円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td>156,000円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td>144,000円</td></tr> <tr><td>9号法人</td><td>60,000円</td></tr> </table> <p>【申告書の送付】</p> <p>確定 決算の翌月半ば頃送付</p> <p>予定 前期の確定申告で翌期の中間申告が必要と記載した法人、及び、法人税額 20 万円以上の法人に事業年の半期に送付</p>	1号法人	3,600,000円	2号法人	2,100,000円	3号法人	492,000円	4号法人	480,000円	5号法人	192,000円	6号法人	180,000円	7号法人	156,000円	8号法人	144,000円	9号法人	60,000円	<p>法人町民税</p> <p>【税率】</p> <p>1.法人税割税率（制限税率） 100分の14.7</p> <p>2.均等割税率（制限税率）</p> <table border="0"> <tr><td>1号法人</td><td>3,600,000円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td>2,100,000円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td>492,000円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td>192,000円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td>156,000円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td>144,000円</td></tr> <tr><td>9号法人</td><td>60,000円</td></tr> </table> <p>【申告書の送付】</p> <p>確定 決算の翌月半ば頃送付</p> <p>予定 前期の確定申告で翌期の中間申告が必要と記載した法人、及び、法人税額 20 万円以上の法人に事業年の半期に送付</p>	1号法人	3,600,000円	2号法人	2,100,000円	3号法人	492,000円	4号法人	480,000円	5号法人	192,000円	6号法人	180,000円	7号法人	156,000円	8号法人	144,000円	9号法人	60,000円	<p>3町とも同様の制度であるため、新市においても現行のとおりとする。</p>
1号法人	3,600,000円																																																									
2号法人	2,100,000円																																																									
3号法人	492,000円																																																									
4号法人	480,000円																																																									
5号法人	192,000円																																																									
6号法人	180,000円																																																									
7号法人	156,000円																																																									
8号法人	144,000円																																																									
9号法人	60,000円																																																									
1号法人	3,600,000円																																																									
2号法人	2,100,000円																																																									
3号法人	492,000円																																																									
4号法人	480,000円																																																									
5号法人	192,000円																																																									
6号法人	180,000円																																																									
7号法人	156,000円																																																									
8号法人	144,000円																																																									
9号法人	60,000円																																																									
1号法人	3,600,000円																																																									
2号法人	2,100,000円																																																									
3号法人	492,000円																																																									
4号法人	480,000円																																																									
5号法人	192,000円																																																									
6号法人	180,000円																																																									
7号法人	156,000円																																																									
8号法人	144,000円																																																									
9号法人	60,000円																																																									
3	<p>固定資産税</p> <p>【税率】（標準税率） 課税標準の100分の1.4</p> <p>【免税点】</p> <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table> <p>【納期】</p> <p>第1期 5月16日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月16日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月16日から同月31日まで</p> <p>第4期 12月16日から同月25日まで</p>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	<p>固定資産税</p> <p>【税率】（標準税率） 課税標準の100分の1.4</p> <p>【免税点】</p> <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table> <p>【納期】</p> <p>第1期 5月16日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 12月1日から同月25日まで</p>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	<p>固定資産税</p> <p>【税率】（標準税率） 課税標準の100分の1.4</p> <p>【免税点】</p> <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table> <p>【納期】</p> <p>第1期 5月15日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月15日から同月31日まで</p> <p>第3期 11月15日から同月30日まで</p> <p>第4期 1月15日から同月31日まで</p>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	<p>納期は、大平町の例による。ただし、合併する年度については、旧町の例による。</p>																																				
土地	30万円																																																									
家屋	20万円																																																									
償却資産	150万円																																																									
土地	30万円																																																									
家屋	20万円																																																									
償却資産	150万円																																																									
土地	30万円																																																									
家屋	20万円																																																									
償却資産	150万円																																																									

	大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方針																																																																																																
4	<p>軽自動車税</p> <p>【税率】</p> <p>車種</p> <table> <tr><td>原付一種(50cc以下)</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>原付二種(90cc以下)</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>原付二種(125cc以下)</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>四輪乗用(自家用)</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>四輪貨物(自家用)</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>四輪乗用(営業用)</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>四輪貨物(営業用)</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>ボート・トレーラー</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>農耕作業用</td><td>1,600円</td></tr> </table> <table> <tr><td>その他(フォークリフトなど)</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr> </table> <p>【賦課期日】 4月1日</p> <p>【納期】 5月16日から同月31日まで</p> <p>【標識の弁償金】 200円</p>	原付一種(50cc以下)	1,000円	原付二種(90cc以下)	1,200円	原付二種(125cc以下)	1,600円	二輪	2,400円	三輪	3,100円	四輪乗用(自家用)	7,200円	四輪貨物(自家用)	4,000円	四輪乗用(営業用)	5,500円	四輪貨物(営業用)	3,000円	ボート・トレーラー	2,400円	二輪の小型自動車	4,000円	農耕作業用	1,600円	その他(フォークリフトなど)	4,700円	ミニカー	2,500円	<p>軽自動車税</p> <p>【税率】</p> <p>車種</p> <table> <tr><td>原付一種(50CC以下)</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>原付二種(90CC以下)</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>原付二種(125CC以下)</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>四輪乗用(自家用)</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>四輪貨物(自家用)</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>四輪乗用(営業用)</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>四輪貨物(営業用)</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>ボート・トレーラー</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>農耕用二輪</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>農耕用四輪(1,000CC以下)</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>農耕用四輪(1,000CC超)</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>農耕用コンバイン</td><td>2,400円</td></tr> </table> <table> <tr><td>その他(フォークリフトなど)</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr> </table> <p>【賦課期日】 4月1日</p> <p>【納期】 4月11日から同月30日まで</p> <p>【標識の弁償金】 200円</p>	原付一種(50CC以下)	1,000円	原付二種(90CC以下)	1,200円	原付二種(125CC以下)	1,600円	二輪	2,400円	三輪	3,100円	四輪乗用(自家用)	7,200円	四輪貨物(自家用)	4,000円	四輪乗用(営業用)	5,500円	四輪貨物(営業用)	3,000円	ボート・トレーラー	2,400円	二輪の小型自動車	4,000円	農耕用二輪	1,600円	農耕用四輪(1,000CC以下)	2,400円	農耕用四輪(1,000CC超)	3,100円	農耕用コンバイン	2,400円	その他(フォークリフトなど)	4,700円	ミニカー	2,500円	<p>軽自動車税</p> <p>【税率】</p> <p>車種</p> <table> <tr><td>原付一種(50cc以下)</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>原付二種(90cc以下)</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>原付二種(125cc以下)</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>四輪乗用(自家用)</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>四輪貨物(自家用)</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>四輪乗用(営業用)</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>四輪貨物(営業用)</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>ボート・トレーラー</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>農耕用二輪</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>農耕用四輪(1,000cc以下)</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>農耕用四輪(1,000cc超)</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>農耕用コンバイン</td><td>2,400円</td></tr> </table> <table> <tr><td>その他(フォークリフトなど)</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr> </table> <p>【賦課期日】 4月1日</p> <p>【納期】 5月15日から同月31日まで</p> <p>【標識の弁償金】 200円</p>	原付一種(50cc以下)	1,000円	原付二種(90cc以下)	1,200円	原付二種(125cc以下)	1,600円	二輪	2,400円	三輪	3,100円	四輪乗用(自家用)	7,200円	四輪貨物(自家用)	4,000円	四輪乗用(営業用)	5,500円	四輪貨物(営業用)	3,000円	ボート・トレーラー	2,400円	二輪の小型自動車	4,000円	農耕用二輪	1,600円	農耕用四輪(1,000cc以下)	2,400円	農耕用四輪(1,000cc超)	3,100円	農耕用コンバイン	2,400円	その他(フォークリフトなど)	4,700円	ミニカー	2,500円	<p>税率及び納期は、大平町の例による。</p>
原付一種(50cc以下)	1,000円																																																																																																			
原付二種(90cc以下)	1,200円																																																																																																			
原付二種(125cc以下)	1,600円																																																																																																			
二輪	2,400円																																																																																																			
三輪	3,100円																																																																																																			
四輪乗用(自家用)	7,200円																																																																																																			
四輪貨物(自家用)	4,000円																																																																																																			
四輪乗用(営業用)	5,500円																																																																																																			
四輪貨物(営業用)	3,000円																																																																																																			
ボート・トレーラー	2,400円																																																																																																			
二輪の小型自動車	4,000円																																																																																																			
農耕作業用	1,600円																																																																																																			
その他(フォークリフトなど)	4,700円																																																																																																			
ミニカー	2,500円																																																																																																			
原付一種(50CC以下)	1,000円																																																																																																			
原付二種(90CC以下)	1,200円																																																																																																			
原付二種(125CC以下)	1,600円																																																																																																			
二輪	2,400円																																																																																																			
三輪	3,100円																																																																																																			
四輪乗用(自家用)	7,200円																																																																																																			
四輪貨物(自家用)	4,000円																																																																																																			
四輪乗用(営業用)	5,500円																																																																																																			
四輪貨物(営業用)	3,000円																																																																																																			
ボート・トレーラー	2,400円																																																																																																			
二輪の小型自動車	4,000円																																																																																																			
農耕用二輪	1,600円																																																																																																			
農耕用四輪(1,000CC以下)	2,400円																																																																																																			
農耕用四輪(1,000CC超)	3,100円																																																																																																			
農耕用コンバイン	2,400円																																																																																																			
その他(フォークリフトなど)	4,700円																																																																																																			
ミニカー	2,500円																																																																																																			
原付一種(50cc以下)	1,000円																																																																																																			
原付二種(90cc以下)	1,200円																																																																																																			
原付二種(125cc以下)	1,600円																																																																																																			
二輪	2,400円																																																																																																			
三輪	3,100円																																																																																																			
四輪乗用(自家用)	7,200円																																																																																																			
四輪貨物(自家用)	4,000円																																																																																																			
四輪乗用(営業用)	5,500円																																																																																																			
四輪貨物(営業用)	3,000円																																																																																																			
ボート・トレーラー	2,400円																																																																																																			
二輪の小型自動車	4,000円																																																																																																			
農耕用二輪	1,600円																																																																																																			
農耕用四輪(1,000cc以下)	2,400円																																																																																																			
農耕用四輪(1,000cc超)	3,100円																																																																																																			
農耕用コンバイン	2,400円																																																																																																			
その他(フォークリフトなど)	4,700円																																																																																																			
ミニカー	2,500円																																																																																																			
5	<p>特別土地保有税</p> <p>【税率】(一定税率)</p> <p>保有分 100分の1.4</p> <p>取得分 100分の3</p> <p>平成15年度以降の課税停止 特例譲渡猶予箇所 1件</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>【税率】(一定税率)</p> <p>保有分 100分の1.4</p> <p>取得分 100分の3</p> <p>平成15年度以降の課税停止 特例譲渡猶予箇所 0件</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>【税率】(一定税率)</p> <p>保有分 100分の1.4</p> <p>取得分 100分の3</p> <p>平成15年度以降の課税停止 特例譲渡猶予箇所 1件</p>	<p>各町の特例譲渡の徴収猶予分のみを新市に引継ぐ。</p>																																																																																																

	大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方針
6	<p>市町村たばこ税</p> <p>【税率】</p> <p>1.旧三級品以外の製造たばこ 千本あたり 2,977 円</p> <p>2.旧三級品 千本あたり 1,412 円</p> <p>【申告期限】</p> <p>毎月末日までに、前月の初日から末日までの申告をする</p> <p>【納期限】</p> <p>申告期限に同じ</p>	<p>市町村たばこ税</p> <p>【税率】</p> <p>1.旧三級品以外の製造たばこ 千本あたり 2,977 円</p> <p>2.旧三級品 千本あたり 1,412 円</p> <p>【申告期限】</p> <p>毎月末日までに、前月の初日から末日までの申告をする</p> <p>【納期限】</p> <p>申告期限に同じ</p>	<p>市町村たばこ税</p> <p>【税率】</p> <p>1.旧三級品以外の製造たばこ 千本あたり 2,977 円</p> <p>2.旧三級品 千本あたり 1,412 円</p> <p>【申告期限】</p> <p>毎月末日までに、前月の初日から末日までの申告をする</p> <p>【納期限】</p> <p>申告期限に同じ</p>	<p>3町とも同様の制度であるため、新市においても現行のとおりとする。</p>
7	<p>都市計画税</p> <p>【税率】 100分の0.20</p> <p>【納期】 固定資産税と同じ</p>	<p>都市計画税</p> <p>課税なし</p>	<p>都市計画税</p> <p>課税なし</p>	<p>税率を100分の0.20とする。ただし、合併する年度については、旧町の例による。また、大平町においては、平成17年度から平成19年度まで、税率を100分の0.15に引き下げ、岩舟町、藤岡町においては、税率を平成17年度は100分の0.05、平成18年度は100分の0.10、平成19年度は100分の0.15とし、平成20年度から税率を100分の0.20に統一する。</p>
8	<p>鉱産税</p> <p>課税なし</p>	<p>鉱産税</p> <p>課税なし</p>	<p>鉱産税</p> <p>【課税標準】 鉱物の価格</p> <p>【税率】 100分の1 (ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下のときは100分の0.7)</p>	<p>長期間課税実績がなく、また今後についても課税の見込みがないため合併時に廃止する。</p>